

## 4-2. 景観形成磯部重点地区(桜川市景観まちづくり条例第8条第3項)

### 4-2-1. 地区別方針(桜川市景観まちづくり条例第8条第3項)

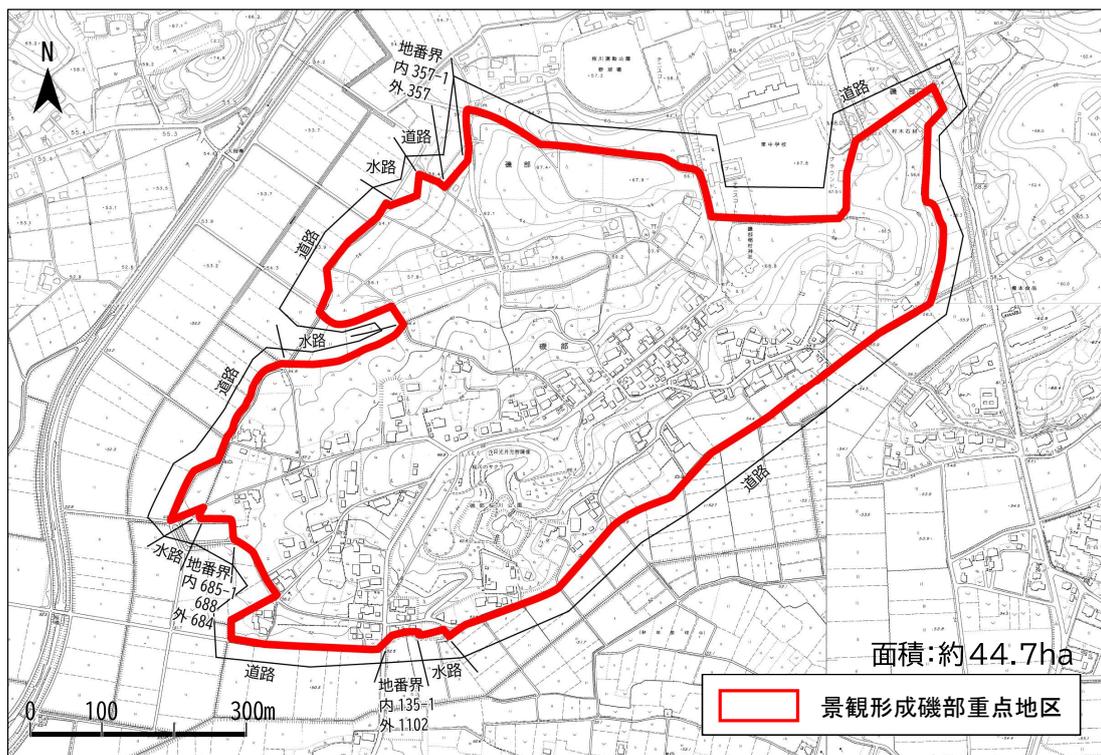
景観形成磯部重点地区における地区別方針は、次のとおりとします。

- (1) 景観形成磯部重点地区のうち国の名勝「桜川(サクラ)」の区域内にあっては、文化財保護法その他の関係法令及び条例の定めるところにより良好な景観の形成に努めるものとします。
- (2) 景観形成磯部重点地区のうち国の名勝「桜川(サクラ)」の区域外にあっては、名勝の眺望を守り、かつ、名勝と一体的な歴史景観を形成する桜川磯部稲村神社とその参道を軸とした歴史的風致の維持及び向上を促すため、茨城県立自然公園条例との適切な連携の下、景観の形成に著しい影響を与え得る規模の建築物の建築等、工作物の建設等及び土地の形質変更等を届出対象行為として定めるものとします。
- (3) 景観形成磯部重点地区に係る景観形成基準は、上記の届出対象行為を名勝の眺望と調和させ、かつ、地域における歴史的風致の維持及び向上並びに良好な景観の形成に寄与させるために遵守すべき最低の基準として定めるものとします。

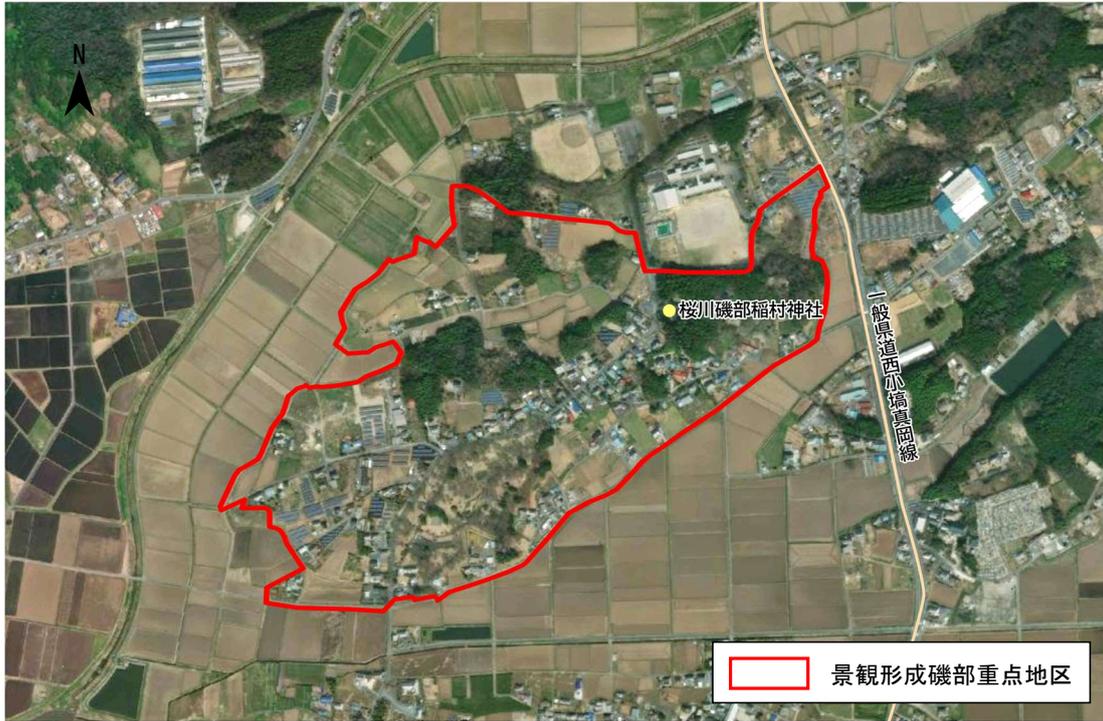
### 4-2-2. 重点地区の区域(桜川市景観まちづくり条例第8条第3項)

景観形成磯部重点地区の区域は、次のとおりとします。

図－景観形成磯部重点地区の区域



図一空中写真



図一参考図

